

六 現在支給せらるる臨時手当を本給に改正せらるる度
 七 従来支給せらるる年未賞與金ハ爾来引續き支給せら
 レタシ 但シ支給額ハ日給ノ一月分ヲ最少数限度トせらるる度
 八 常備者ニテ登退廠ニ際シテ時器カードヲ使用スルハ軍ニ
 似式的ニテ且以無用ノ時間ヲ費スル不便アルヲ以テ之ヲ廢止セラ
 九 現在職工代表者ニ於テ職工全員ノ意向ヲ代表スルニ稱不備
 ルヲ以テ更ニ二十五名中ヨリ一人死ノ評議員ヲ選ビ評議員ニ於テ評
 議決議シタル事項ヲ代表者ヲ通シテ上司ニ申告シ得ル様改正セラ
 十 業務縮小為本廠全員三分二解備トシトノ痛高シ其費を承
 十一 將來解備ノ必要生マル場合ハ婦女ニ三月前ニ豫告セラレタシ

十二 職工規則第五條ノ年齡滿限後ハ本人希望ニテ(比較的勞力
 ヲ要セザル作業ニ) 茲衡ニ上引統キ五ヶ年間使用スルコトニ是等
 十三 恩給年限ヲ十五年トシ且ツ普通及定期職工ニ別ナクハ職中當日
 三日起算スルコトニ改正セラレ度シ

大正十年八月 日 小銃製造所
 所屬工場職工(男女)一同